八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

２　契約を担当する職員は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する課部門の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第５条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　研究所理事長は、財務省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、財務省に送付するものとする。

附　則

１　この規程は、平成13年４月１日から実施する。

２　この規程は、この規程の実施の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（平成14年11月21日一部改正）

１　この規程は、平成14年11月30日から実施する。

附　則（平成26年２月５日一部改正）

１　この規程は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人物質・材料研究機構

◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

１　改正された規則の名称等

独立行政法人物質・材料研究機構政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則

（http://www.nims.go.jp/nims/disclosure/operation.html　参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人物質・材料研究機構総務部門総務部契約課

ＴＥＬ029―859―2084

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人国立美術館

◎調達機関番号　517　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

独立行政法人国立美術館会計規則の特例を定める規則

（http://www.artmuseums.go.jp/04/040503.html　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

独立行政法人国立美術館　本部事務局会計担当係

ＴＥＬ03―3214―2592

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人国立文化財機構

◎調達機関番号　609　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

独立行政法人国立文化財機構会計規程の特例を定める規程

（http://www.nich.go.jp/data/kisoku/index.html　参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人国立文化財機構

本部事務局財務課

電話03―3822―2439

政府調達に関する協定に基づく公表

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則の特例を定める規則の一部を改正したので、政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 26 年３月 28 日

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

理事長　堀江　　武

◎調達機関番号　607　◎所在地番号　08

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則の特例を定める規則

（目的）

第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則（13規則第13号。以下「契約事務実施規則」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　略

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。